

令和7年度第1回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会全体会議議事録

1 開催日時 令和7年7月22日（火） 午前10時から午前11時20分まで

2 開催場所 水戸市役所4階 政策会議室

3 出席者

(1) 委員

（名簿順敬称略）

水戸市障害者（児）福祉団体連合会 兼清 紀郎
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所道路管理第二課 木下 祐樹
茨城県水戸土木事務所 郡司 佑太（代理）
茨城県警察本部交通部交通規制課 鈴木 孝行（代理）
水戸市建設部 上田 航（代理）
水戸市都市計画部 太田 達彦
茨城大学理工学研究科都市システム工学領域 山田 稔
茨城県地方自治研究センター 有賀 絵理
スピニング・フープス・レボリューション 齋藤 信之
茨城県土木部道路維持課 岡本 宴徳（代理）
茨城県土木部都市局都市計画課 坂本 一誠（代理）
茨城県土木部都市局建築指導課 内田 健二郎（代理）
水戸市市長公室 佐藤 則行
水戸市市民協働部 柏 直樹
水戸市福祉部 小林 秀一郎
水戸市こども部 野口 奈津子
水戸市教育部 三宅 修
一般社団法人茨城県バス協会 古賀 重徳
一般社団法人水戸市商店会連合会 内田 敏雄
水戸市住みよいまちづくり推進協議会 角田 恒巳
社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 大内 康弘

※ 欠席9人

(2) 事務局

水戸市市長公室交通政策課 川上 悟、鈴木 翔及び肱岡 南海絵

水戸市福祉部障害福祉課（こころのバリアフリー部会事務局） 深谷 浩一、大平 高生及び川村 隆

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

- ① 基本構想に位置付けた事業の進捗状況について（報告）
- ② こころのバリアフリー部会における基本指針等の協議結果報告（協議）

(3) 閉会

5 配布資料

- (1) 資料1 基本構想に位置付けた事業の進捗状況について
- (2) 資料2 水戸市こころのバリアフリーについて（素案）
- (3) 別紙1 令和6年度第1回水戸市こころのバリアフリー部会意見及び対応案（その1）
- (4) 別紙2 令和6年度第1回水戸市こころのバリアフリー部会意見及び対応案（その2）
- (5) 参 考 令和6年度第1回水戸市こころのバリアフリー部会 資料

6 内容

【事務局（交通政策課）】

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第1回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会全体会議を開催いたします。

なお、本日の会議の終了時刻は、午前11時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本協議会の会長でございます、茨城大学大学院理工学研究科都市システム工学領域 ____名誉教授から御挨拶を頂戴したいと存じます。

【会長】

本協議会の会長を仰せつかっております ____でございます。

既に皆さん御承知のことかと思いますが、水戸市のバリアフリー環境整備につきまして計画を策定し、それに基づいて様々な事業を行うということで、この会議で皆様から御承認いただいて進めているところでございます。

しかし、ハード整備におきましては、細かい箇所など使ってみないと分からないところもございます。それからソフトの対策、あるいは今回の議事がありますが、こころのバリアフリーということで一般市民に対して出先で障害者等と対する場面で適切に行っていただければいいなど、こういうような啓発活動については、まだまだ道半ばというところでございまして、それぞれの事業につきましては、各事業者で進めていただいているところではございますが、こうやって定期的に全体会議を開きまして進捗状況あるいは今後の進め方について皆様からきいたくない御意見をいただきたいということになっております。

非常に短い中で、計画の中ではたくさんのことをやっております。できるだけコンパクトに限られた時間の中で皆様からの御意見を頂戴したいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

簡単ではございますが開会にあたりまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

次に、人事異動によりまして、今年度、新たに委員に御就任いただく方を事務局から御紹介申し上げます。

(委員を紹介)

それでは、協議会規約第7条第1項の規定により、この後の会議の進行を、会長である____名誉教授にお願いしたいと存じます。

【会長】

それでは、着座のまま議事進行を務めさせていただきます。はじめに本日の協議会の出席者数について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

本日は、定数30名中21名の委員の皆様に御出席又は代理出席をいただいております、出席者数が委員の過半数となっております。

【会長】

御報告ありがとうございます。ただいま、事務局から報告がありましたとおり、出席者数が過半数となっておりますので、協議会規約の規定を満たし、本協議会は成立しております。

続きまして、本日の協議会につきましては、協議会の内容を、冒頭から終了時まで公開とさせていただきます。また、議事に移る前に、本日の会議の議事録署名委員を指名させていただきます。署名委員につきましては、御本人に御出席いただいている方をお願いする事とし、____委員、____委員の2名を指名させていただきます。署名委員のお二人には、本日の会議の議事録を、水戸市ホームページ上で公開する前に御確認いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【会長】

それでは、議事に移ります。「(1)基本構想に位置付けた事業の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（交通政策課）】

(資料1に基づき説明)

【会長】

御説明ありがとうございます。項目が非常に多岐にわたることと、それからハード事業においては予算の関係でこれから何年かけてというような御説明もあったかと思います。せっかくの機会ですので皆様から御質問や御意見を伺いたいと思います。

【____委員】

質問なんですが、寝たきりの人にタクシー券を配布するとの話がありましたが、寝たきりの

人はどのようにタクシーに乗るんですか。タクシー運転手さんが一人だと無理だと思いますが、どうしているのでしょうか。

【__委員】

水戸市ではリフト付きタクシーを所有しているタクシー事業者と契約を結んでおりますので、ストレッチャーでの移送をできるタクシー車両でお願いしております。

【会長】

ということは、ストレッチャーに乗せるところからタクシー会社の人が全て対応しているということでしょうか。

【__委員】

そのとおりでございます。

【__委員】

ストレッチャーの乗り入れなど、タクシーの運転手さんが一人でやるんですか。

【__委員】

補助の方が付いていると思いますので、二人体制で行っていると思います。

【__委員】

来るときに運転手さんと一緒に補助の方が何人か乗ってくるということですか。

【__委員】

補助が必要な方を含めた移動ができるような体制を含めてお願いしています。

【__委員】

専用のタクシーがあるじゃないですか。リフト付きでストレッチャーに対応している。タクシー運転手以外に補助の人が何人か乗って迎えに来るということですか。

【__委員】

そのとおりです。

【__委員】

補助の方は水戸市の方ですか。それともタクシー会社の方ですか。

【__委員】

補助の方はタクシー会社の方です。

【__委員】

タクシー会社の方で補助の方を何人か用意しているということですか。

【__委員】

そうですね。車両を含めて対応いただける事業者と契約を結んでおります。

【__委員】

ちなみに何人ぐらい乗ってくるんですか？

【__委員】

手元に資料がないため、後日改めて報告させてもらってもよろしいでしょうか。

【__委員】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

タクシー会社としては、市の補助がなくても、利用料金を払っていただければ誰でも対応するサービスだろうと思いますので、その辺の利用方法についても、もう少し整理をして皆さんに周知していただければと思います。

その他に御意見はございますか。

私から1点細かいところで申し訳ございませんが、資料16ページの差別解消法について、実際に合理的配慮の申し出をできますよ、やりましょうという、障害者向けの法制度の周知までやっているのか教えていただきたいです。

【関係課】

法制度の周知については、昨年度においては、事業者による障害のある方への合理的配慮が義務化されたこともありますので、事業者向けの講座開催のチラシを市民センターや窓口、事業者に向けて配布したところでございます。

合理的配慮の相談については、市ホームページ等でお知らせをしているところでございます。障害福祉課が窓口になっておりますので、電話等で聞き取りを行いまして、実際に対応が必要であれば現地に赴いて相談に乗り、合理的配慮の提供により進んでいけるように努めているところでございます。

【会長】

ありがとうございます。

その他に御意見はありますか。

【__委員】

資料1の15ページの2番目に特別支援学校との交流や共同学習を実施したとありますが、実

際にどうしているのか教えてください。

【 委員 】

実際には、小・中学校では、特別支援学級の児童・生徒が、教科や学校行事によって、通常学級の児童・生徒と一緒に授業や行事を行っています。授業の内容については、児童・生徒一人一人の状況に応じて教科を決めて取組を行っています。

【 委員 】

自分が行った中だと、支援学校は知的障害の方たちが多い印象なんですが、交流しているのは知的障害を持っている児童生徒ですか。

【 委員 】

先程、説明したのは、水戸市の小・中学校の中で行っている取組ですが、特別支援学校との交流というのは、どの学校でも行っているという訳ではないですが、その学区に特別支援学級がある学校で年に数回交流を行っています。

【 委員 】

一般の小・中学校に特別支援学校の児童たちが来て交流するという話ですよね。交流というのはどういったことをやっているんですか。

【 委員 】

詳細には把握しておりませんが、例えば、聾学校のお子さんがきて手話を交えた交流を行ったりしています。

【 委員 】

自分が思っているのは、知的の子とか、知的と言っても例えば授業をやるにしてもレベルが全然バラバラです。自分の場合は脊髄損傷と言って上半身は普通であるはずなんですが、前に何度か支援学校に行って知的に問題がある子と、脊髄損傷の子と一緒に昔はいたので、自分は一般の違う中学校に行ったらいいんじゃないと言ったんですけど、それまで言わないとそのままずっと支援学校で、頭は正常で他の学校、その子はすごく頭が良くて今は大学に行ってるんですけど、それが支援学校だと授業と一緒にになるので、レベルが全然、中学校なのに小学校2年ぐらいのことをやらなくちゃいけない、やるとしたら自分で勉強をしなくちゃいけない。そういう元々障害があるのじゃないかもしれないですけど、脳の方にも障害がある子は一般の従業が受けられない。それを一般の小・中学校に行って一緒に授業は無理だと思います。会話もかみ合わなかったりするんですが、なので何をしてるのか気になるので教えていただきたい。

【 委員 】

具体的な内容については、後日ご報告させていただきます。

【 委員】

自分が懸念しているのは、学校側としては授業の一環になってしまう。どれだけ交流させようとしても、重度の子供たちといきなり食事をさせると逆に引いてしまい、一切関わらなくなってしまう。

足首だけ動かなくても障害者となるが、障害の度合いがあまりにもかけ離れたところとやらせてしまうと、優しいまちづくり以前に全然自分とは違う人種になってしまう。

私が最初に思っていたのは、日本は障害者と健常者を完全に分けていて、それが良くないと思う。

バリアフリーというのは障害者や健常者といったものが関係のないものが良いと思います。けれども、やり方を間違ってしまうとバリアを張ってしまうので、どういった内容をやっているのかを知りたかった。

例えば授業でやっているのは、アイマスクをして視覚障害のある方の体験をしましょうとか、妊婦さんもやるじゃないですかおもりをつけて体験してみるといった。そういった体験を先生がやりましょうといっても、やっている子に話を聞くと授業と一緒に面白くないという意見を聞くので、それじゃ意味がないと思います。

都内だとスポーツを取り入れているところもありますし、自分は車いすバスケットをやっていますが、話を聞くと楽しかったという意見をよく聞きますし、その後に車いすを利用している人を見かけると、そのときの体験を思い出してくれるそうなんです。別に車いすバスケットに限らず、ボッチャなどほかにもできることはあると思います。そういうのでやると障害とか関係無しに仲良くなれると思います。だから交流の内容が気になったので質問しました。

【会長】

具体的にどういう内容を行っているかは、また改めて、このあとのこころのバリアフリーの方でも学校教育に関して位置付けていくという話もありますので、改めて議論を行う場を設けさせていただければと思います。

いずれにしろ勝手な感想かもしれないが、学校教育の中で一般の学校と特別支援学校を使ってインクルーシブ教育を行ってお互いの理解を深めましょうというのは、題材として下手に取り組んでしまうと無理が出てくる可能性があると思いますので、もう少し外の様々な障害をお持ちで活躍されている方ですとか、いろんな方と一般の学校の生徒、それから特別支援学校にいらっしゃる中でも様々な方がいらっしゃいますので、そのあたりの取組の考え方がまだまだやっていけないといけないと感じたところです。少しその辺も今後また議論させていただければと思います。 委員よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

ソフト施策に御質問が偏っておりますが、ハード施策の方はこれから先を期待していただきたいというところで、道路ですと市役所の前、6ページの5～7番が2027年、2028年に実施予定となっており、道路のバリアフリー化の一つの目玉、残された最難関の場所という風に思います。このあたりもこれから進めていきますので、事業の設計をやられるときに様々な意見が入るように進めていただくとと思いますが、その辺もそれぞれ委員のお立場で関心を持って御

意見をいただきたいと思います。

全体を見渡してほかに御意見がありましたら御発言いただきたいと思いますますが、よろしいでしょうか。

なにか御意見等がありましたら定期的に皆様に御確認いただくということになっておりますので、随時、事務局へ御質問・御連絡をいただければと思います。

それでは、(1)基本構想に位置付けた事業の進捗状況の報告につきましては以上といたします。

【会長】

続きまして、(2)こころのバリアフリー部会における基本指針等の協議結果報告（協議）の議題に移ります。こころのバリアフリー部会について、後ほど御紹介がありますが、全体会議の方からも御意見を頂戴したいということでございます。それでは、事務局の方から御説明をお願いします。

【事務局（障害福祉課）】

（資料に基づき説明）

【会長】

御説明ありがとうございました。

冒頭にも申したように、部会の方でここまでまとめていただいているということで、このことに関しての御意見をいただきたいと思いますますが、部会を代表して部会長である____さんの方からお話があれば、お願いいたします。

【____ 委員】

水戸市こころのバリアフリー部会の部会長を務めている____と申します。

ただいま御説明いただきましたように、昨年にまだ1回しか開催されておりませんが、たくさんの方の御意見をいただきました。様々な意見がでましたので、事務局もまとめるのが大変だったのだろうと思います。

その中でも、「こころのバリアフリー」という言葉をまだまだ知らない市民が多くいるだろうという意見がありました。その理解を深めて行きたいというのが、まず一つあります。

もう一つは、こころのバリアフリーという言葉が、当事者だけでなく、市民全員、もしくは観光に来ていただいた方々、多くの全ての人に関係がある、人ごとではないということから基本指針を作らせていただきました。

まだ、1回しか開催されていませんが、とても有意義な時間を過ごさせていただき、様々な意見をいただいていた基本指針となっております。

ただいま事務局から御説明いただきましたとおり、具体的な取組などは2回目以降になるかと思いますが、現時点での部会での報告を踏まえ、全体会議の委員の皆様から御意見をいただければと思います。

【会長】

ありがとうございました。それでは委員の皆様から御質問あるいは御意見等を頂戴したいと思いますが、私の方から一つだけ、横からの勝手な提案になってしまうのですが、今回の資料2の1ページ「3 基本指針」ということで、五つ上がっていますが、今日の資料がそもそも基本指針に基づいてこれから具体的に考えて行く、こういう段取りでやっていくというのが水戸市の進め方の特徴があるかなと思いますし、そういう意味では基本指針の1から5について皆様御賛同いただけるかというところ、本日の会議でも確認していきたいと思います。

1点だけ今後御検討いただきたいんですが、水戸市としての政策として行いますので、水戸市は何か具体的な施策を今後とっていくかというところまで皆様の御意見をいただきたいということなんですね。その表現はなかなか難しいのかもしれませんが、目指すために場を作るとか用意するとか、なにかそういう実現するために頑張りますよということが、もう一言1～5に書いてあるといいなと思うので御検討いただければと思います。

いずれにせよ、こういうことをやっていくことに同意をいただけるかというところをお伺いしたいと思います。

委員の皆様から何かございませんでしょうか。

【 委員】

先生から話のあった基本指針ではありますが、役所で計画を作る場合は、まず基本指針を固めて、その後に基本的な施策、具体的な施策という風に具体的な事業というのを掲げると思うのですが、今後の進め方としてはどのように考えているのでしょうか。

【事務局（障害福祉課）】

こころのバリアフリーの必要性や効果といったものを、より多くの人に知ってもらいたいと考えております。

今後につきましては、「4 取組の方向性」に示しました五つの視点を基本としながら、理解していただくための周知・啓発や教育活動を行っていく必要があると考えております。具体的な取組の検討につきましては、次回以降の部会の中で検討していきたいと考えていますが、今年度は12月の広報みとに特集記事を掲載することと、引き続きこころのバリアフリーの啓発口座の開催やWheeLog記録会の参加、水戸スタイル教育の一環としてこころのバリアフリー教育の推進など継続させていただきたいと考えております。

いずれにしましても、具体的な取り組みにつきましては、「4 取組の方向性」に示した取組ごとに具体的な取組を決めていきたいと考えております。

【会長】

今後の取組としては、主に周知・啓発を行っていくということですね。

【 委員】

ありがとうございます。

先程、先生がおっしゃったように、市としての施策を皆様に知っていただくためにも、その辺を体系化して、図式化して皆様にお見せできれば良いかなと思います。

【会長】

ありがとうございました。

その他に御意見はありますか。

【__委員】

お願いなのですが、まず、皆さん忙しい中、集まってせっかく話をしているんで、役職とかを取り払って自分で寝る前に考えてほしいです。全く質問がないのがあれなんで、まずは、自分の中でバリアフリーというか今回の話について、障害を持っている方と自分との関わりかた、障害とは何かについて、まず考えてみてほしいです。自分が個々で考えて変えたいということができれば、それがたくさん集まればできることもあると思いますので、まずは自分自身を問いただすというか、いろいろ考えてみてもらえたらうれしいかなと思います。よろしくお願いします。

【会長】

御意見ありがとうございました。

やはり、様々な方の協力がないと実現していきませんので、ぜひ皆様もこういうことをやりたいなと思っていただけるような認識、あるいはそうでないのであれば、どこが足りないといった議論していければと思います。

ほかに御意見や感想などありましたら、お願いいたします。

【__委員】

私を感じるのは、やはり福祉団体としていろいろな場所の先頭に立って、様々な人と関わりながら活動しています。ですからいろんな意味で分かっているつもりです。そういうところに参加していない人は理解しようとしても理解できないのではないかと思います。まずは、参加してみることが大事だと思います。参加するにあたって、こころのバリアフリーにあることが自然と身についていくような状況にしていけないと、言葉をいくら並べても意味がないです。これからいろいろな行事があります。障害者スポーツ、レクリエーション大会というのを11月に開催しますが、初めて参加した市民はこんなことをやっているんだと新たな理解をしてもらえる場合があります。ほかにも、千波湖のふれあい広場で障害者支援団体が行うイベントもあるので、そこに参加していただければ、どんな気持ちでやっているかというのが、言葉で示すよりも分かりやすいと思うので、積極的に参加してもらいたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。基本指針で言う「(1)様々な交流を通じて、こころがふれあう社会を目指す」が、先程おっしゃっていただいたことに該当するのかなと思います。

【会長】

それでは、本日予定しておりました議事は以上でございます。この後も引き続き、それぞれ

の活動がうまくいっているかどうか、皆さんのお立場から引き続きよろしくお願いいたします。
最後に事務局から何かありますでしょうか。

【事務局（交通政策課）】

今回お答えしきれなかった部分については、後日、メール等で資料をお送りさせていただきたいと考えております。

【会長】

それでは、特にございませうでしたら、以上をもちまして、令和7年度第1回水戸市バリアフリー環境整備推進協議会 全体会議を終了します。皆様、長時間にわたる議論、大変お疲れ様でした。どうもありがとうございました。